

法人関係の証明に係る手数料

○手数料を徴収する証明（１通につき６００円の愛知県収入証紙を添付が必要）

- ・登録免許税非課税証明【様式 49-1、2、3】
- ・特定公益増進法人に係る証明【様式 52-1】
- ・相続税非課税対象法人証明【様式 52-3】
- ・税額控除に係る証明【様式 54】
- ・不動産登記に係る理事等の証明【様式 55】
- ・その他、法人から依頼のあった証明（任意様式）

※ 設置者が学校法人以外の学校は、非課税の対象外となる場合がありますので、事前にご相談ください。

※ 愛知県収入証紙の購入に代えて、キャッシュレス決済の利用も可能です。

○手数料を徴収しない証明

- ・学校教育法第１３２条の規定に該当する専修学校専門課程の証明【様式 56】
- ・その他、個人から依頼のあった証明（任意様式）